

常任委員会報告

総務財務委員会

2月定例会付託議案審査

議第54号「三原市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について」議第55号「三原市職員の自己啓発等休業及び就学部分休業に関する条例制定について」議第56号「三原市職員の配偶者同行休業に関する条例制定について」

【概要】この議案3件は職員の休業及び部分休業制度を導入するために、地方公務員法の規定に基づき、条例により必要な事項を定めようとするものである。

【主な質疑の内容】

問 職員の休業または部分休業の承認は、公務の運営に支障を生じさせないようになるとのことだが、職員定数を変更することなく効果的な対応がとれるのか。

議第58号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画（佐木辺地）を変更することについて」

【概要】救急艇「かもめ」を更新するために策定された当該計画のうち、財源内訳について財政上有利な辺地対策事業債の充当予定額を増額するため、当初の計画を変更しようとするもの。

【主な質疑の内容】
問 財政上有利な辺地対策事業債を、当初から全額の充当としていなかった理由は。
答 都道府県単位で上限額のある辺地対策事業債の発行には、知事の同意が必要であり、本市の発行額が同意を得られない可能性を考慮して、当初の計画では財源の一部に基金を充てていたものであるが、このたび、事業費の全額について起債の同意を得ることができた。

【採決】

採決の結果、議第52号他9件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

厚生文教委員会

2月定例会付託議案審査

議第62号「三原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

【概要】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和及び保育所型事業所内保育事業者における連携施設の確保義務の免除の追加などの要件等を緩和するため、条例を改正するもの。

【主な質疑の内容】

問 この条例改正によって、連携施設を確保する義務の緩和や免除の対象となる家庭的保育事業所等があるのか。
答 本市には家庭的保育事業所として、小規模保育事業所が3カ所、事業所内保育事業所1カ所があるが、この4カ所において、事業の認可を受ける際に連携施設を既に確保されていることから、このたびの要件緩和等の適用を受けなければ運営

できない家庭的保育事業所等はない。

【採決】

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、本案は、原案どおり可決した。

経済建設委員会

2月定例会付託議案審査

議第63号「三原市大和ハトムギ等乾燥調整施設及び管理条例の廃止について」

【概要】ハトムギの生産量の減少やハトムギ乾燥調整施設の稼働日数が年6日となっている現状から、廃止するもの。

【主な質疑の内容】

問 ハトムギ生産者が利用できる施設は今後も確保されるのか。
答 J A広島中央の敷地を借りて、敷地内に乾燥調整施設を設置している。今後はJ A広島中央の管理のもと、引き続き同施設を利用予定である。

【採決】

採決の結果、議第63号ほか7件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

議第64号「三原市久井就業構造改善センター設置及び管理条例の廃止について」

【概要】稼働率の低下や、施設の老朽化、浄化槽などを久井支所と共用しており、久井支所の移転後に単独で運営を続ける場合、経済的負担が大きいことから、当該施設を廃止するもの。

【主な質疑の内容】

問 久井就業構造改善センターの利用状況と、施設を廃止した場合、経済的負担がどれくらい軽減されるのか。
答 本施設は、三原臨空商工会が年間使用しているほか、三原久井ライオンズクラブが月に2回、農産物生産組織が年に5回、その他に行政主催の会議等で利用されている。経済的負担については、浄化槽の維持管理費等を含めて130万円程度軽減される。